第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画　評価シート（目標１）

成果目標（P）

目標：福祉施設の入所者の地域生活への移行

【概要】

福祉施設に入所している障害のある人の地域生活への移行を進める観点から、日中活動系サービスや自立生活援助事業を利用し、グループホーム、一人暮らしを含めた一般住宅等への地域移行を目指していきます。

【目標を達成するための方策】

①　施設入所者の意思決定を支援し、日中活動系サービスや一人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用制度の積極的な活用を促すなど、地域生活への移行に可能な取り組み等を継続していきます。
②　地域の障害者支援施設に対して、障害者自立支援協議会等への参加を依頼するなど、施設入所者の地域移行に取り組む際に適切な地域連携が図れるような体制づくりを進めていきます。
③　施設入所者等の生活の質の向上を図るため、障害者自立支援協議会等の活動を通じて、人材育成事業等において障害のある人の重度化・高齢化に対応するための専門性の向上を図る講座等を開催するなど、地域の障害者支援施設の活動支援に努めていきます。
④　障害への理解を促進するため、地域と交流する機会を確保する等、地域に開かれた障害者支援施設となるような環境づくりに努めていきます。

成果指標（D）

項目	計画策定時の数値等（令和元年度の状況）	令和３年度実績	令和4年度見込み	令和5年度目標値（P）
成果指標① 地域生活移行者	０人	０人	１人	２人
成果指標② 施設入所支援の利用者数	２５人	２２人	２４人	２４人

令和３年度　成果目標及び成果指標に対する分析評価（C）と今後の取り組み（A）

①　地域生活支援拠点等について、地域の複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」として整備されています。地域生活支援拠点等の機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」を担う居室確保事業への登録事業者は７事業所に増加しました。

居室確保事業に関係する事業所を対象とした連絡会を開催し、地域移行や地域生活支援拠点等について意見交換しました。居室確保が必要となる相談が発生したとの想定のもと、障害者相談支援センターと登録事業所との間での連絡体制を確認する居室確保事業シミュレーション訓練を実施しました。

また、地域生活支援拠点事業の実施や登録に関する内容を定めた日進市地域生活支援拠点事業実施要綱を整えました。

今後も、地域生活支援拠点等事業や居室確保事業に関する説明会等を通じて、居室確保事業への参加協力を依頼するとともに、登録事業所をはじめとした地域生活支援拠点に関わる関係機関との協議を通じて、拠点整備に係る課題解決に向けた検討をしていきます。

②③④　障害福祉従事者が長く働くことができる環境整備を目指し、障害者自立支援協議会ケアマネジメント部会において実施した、日進市障害福祉サービス従事者対象の業務意識に関するアンケート結果を分析し、サービス従事者のニーズに応えつつ人材の定着に向けて必要な取組みを部会にて引き続き検討しました。

また、職員の専門性や支援者の資質向上を目指し、障害者相談支援センターが地域の障害者支援施設職員と共に困難事例等について対応策を考える事例検討会の開催や、問題行動に関する理解や対応方法について見識を深める発達支援セミナーを開催しました。

今後も、アンケート結果などを参考にしながら、障害者自立支援協議会や専門部会の活動を通じて、人材育成や交流の機会となる勉強会の開催に取り組んでいきます。

第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画　評価シート（目標2）

成果目標（P）

目標：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【概要】

精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。

【目標を達成するための方策】

① 地域アセスメントを実施し、保健・医療・福祉関係者と地域の課題や取組の状況を共有します。協議の場において、地域の現状と課題を踏まえた目標設定や役割分担を検討し、具体的な取組を実施していきます。

② 指定一般・特定相談支援事業者や医療機関、保健所等と連携し、支援者間のネットワークによる協働により、継続的に精神障害のある人を地域で支える環境づくりに努めていきます。

③ 精神障害のある人本人の希望やニーズを引き出し、介護や生活支援におけるニーズへの対応や就労等社会参加の機会の創出など、福祉を起点とした基盤の整備に努めていきます。

④ 障害者自立支援協議会等の活動を通じて、地域住民に対する精神障害への理解促進や、人材育成事業等において精神障害のある人への支援の質を確保するための障害福祉サービス事業所や人材の育成に努めていきます。

成果指標（D）

項目	計画策定時の数値等（令和元年度の状況）	令和３年度実績	令和4年度見込み	令和5年度目標値（P）
成果指標 保健・医療・福祉関係者による協議の場	未設置	設置	設置	設置

令和３年度　成果目標及び成果指標に対する分析評価（C）と今後の取り組み（A）

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け協議の場である障害者自立支援協議会において、構築に向けたプロセスを確認するとともに、手帳交付者数や精神科病床への在院者の状況、社会資源の状況等量的な地域アセスメントの結果を共有しました。

今後、ケアマネジメント部会で行っている事例検討を通じて、構築に向けた課題を整理し、具体的な検討を進めます。

② 地域生活支援拠点事業の実施や登録に関する内容を定めた日進市地域生活支援拠点事業実施要綱を整え、相談支援事業所等も支援ネットワークに参画していただけるよう呼びかけを行いました。

今後も、地域生活支援拠点等事業や居室確保事業に関する説明会等を通じて、居室確保事業への参加協力を依頼するとともに、登録事業所をはじめとした地域生活支援拠点に関わる関係機関との協議を通じて、拠点整備に係る課題解決に向けた検討をしていきます。

③ ケアマネジメント部会に、精神障害系事業所を利用の方に参加いただき、本人の経験をお話いただく中から地域課題の抽出を行うとともに、支援者が互いに顔の見える関係づくりを目指した取り組みを始めました。

今後、ケアマネジメント部会で行っている事例検討を通じて、構築に向けた課題を整理し、具体的な検討を進めます。

④ 精神福祉ボランティア養成講座を開催し、心に病を持つ方等が気軽に集まれる居場所（フリースペース）で活動するボランティアを養成し、フリースペースの充実に努めました。

障害者差別解消法講演会等を通じて障害者差別の解消や合理的配慮の理解促進に努めました。令和３年６月に障害者差別解消法が改正され事業者による合意的な配慮の提供が義務化されたことから、さらなる周知・啓発を行うため市職員によるワークショップを実施し、法改正についてのパンフレットを見直しました。引き続き講演会やパンフレットの配布を通じた周知啓発に取り組みます。

第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画　評価シート（目標3）

成果目標（P）	**目標：地域生活支援拠点等が有する機能の充実** **【概要】** 　地域に住む障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、面的整備型地域生活支援拠点等が持つ相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの充実を図ります。 **【目標を達成するための方策】** ①　基幹相談支援センターを中心に、特定相談支援事業所等の相談支援機能との連携に努め、常時の連絡体制の確保や緊急時の事態等に対応できる相談支援体制づくりを進めていきます。 ②　居室確保事業を充実し、登録事業所間での連絡体制づくりのほか、新規登録への働きかけを行い、短期入所施設をはじめ障害福祉サービス事業所等における緊急時の受け入れ・対応や体験の機会・場の提供を図ります。 ③　障害のある人本人や家族を中心として、事業者や医療機関、行政等も含めた多職種連携の強化を図り、地域全体で支援する協力体制の構築に努めます。 ④　市内において地域生活支援拠点等の機能を担いうる福祉施設の整備については、国県等の施設整備助成制度に関する情報提供をはじめとする支援を進めていきます。

成果指標（D）	項目	計画策定時の数値等（令和元年度の状況）	令和３年度実績	令和4年度見込み	令和5年度目標値(P)
	成果指標① 運用状況の検証及び検討する場の開催回数	―	０回	１回	１回以上
	成果指標② 居室確保事業の登録事業所数	６事業所	７事業所	７事業所	８事業所

令和３年度　成果目標及び成果指標に対する分析評価（C）と今後の取り組み（A）
①④　地域生活支援拠点等について、地域の複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」として整備されています。地域生活支援拠点等の機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」を担う居室確保事業への登録事業者は７事業所に増加しました。 　地域生活支援拠点事業の実施や登録に関する内容を定めた日進市地域生活支援拠点事業実施要綱を整えました。 ②　居室確保事業に関係する事業所を対象とした連絡会を開催し、地域移行や地域生活支援拠点等について意見交換しました。居室確保が必要となる相談が発生したとの想定のもと、障害者相談支援センターと登録事業所との間での連絡体制を確認する居室確保事業シミュレーション訓練を実施しました。 　今後も、地域生活支援拠点等事業や居室確保事業に関する説明会等を通じて、居室確保事業への参加協力を依頼するとともに、登録事業所をはじめとした地域生活支援拠点に関わる関係機関との協議を通じて、拠点整備に係る課題解決に向けた検討をしていきます。 　また、ケアマネジメント部会で行っている事例検討を通じて、構築に向けた課題を整理し、具体的な検討を進めます。 ③　職員の専門性や支援者の資質向上を目指し、障害者相談支援センターが地域の障害者支援施設職員と共に困難事例等について対応策を考える事例検討会の開催や、問題行動に関する理解や対応方法について見識を深める発達支援セミナーを開催しました。障害者自立支援協議会権利擁護部会との共催で、障害のある方のご家族や支援者を対象に成年後見制度に関する勉強会を開催し、判断能力が十分でない方の権利を守る成年後見制度を外部講師が分かりやすく講義しました。また、福祉実践教室やチャレンジド夏祭り等の行事を継続して開催し、障害のある方やそのご家族、支援者と学齢期の子どもたちが交流し、自分たちでもできる支援について楽しみながら学ぶ機会を提供していきます。 　今後も地域移行の取組みに適切な連携が図れるよう、障害者自立支援協議会や専門部会の活動を通じて、必要性に合わせた情報発信や勉強会の開催に取り組んでいきます。

第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画　評価シート（目標4）

成果目標（P）

目標：福祉施設から一般就労への移行促進等

【概要】

福祉施設を利用する人が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行できるよう、障害者就労を支援する地域環境づくりを進めていきます。

【目標を達成するための方策】

① 障害者自立支援協議会等の活動を通じて、障害のある人の一般就労や雇用支援策に関する周知啓発を図るほか、障害者雇用を支援していくために、事業所間の連携を促進する取り組みを行います。

② 市内の就労系サービス事業所の活動を支援していくため、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を踏まえ、行政関係機関等に法の趣旨や市内事業所の取組内容等を周知し、障害者支援施設等からの優先調達やチャレンジ雇用の促進を図ります。

③ 就労系サービス事業所が取り扱う商品やサービス等をまとめたカタログを作成し、公共施設や障害者福祉に関するホームページにおいて情報提供を行うなど、市民や民間事業者に対して障害者就労に関する啓発を進めていきます。

④ 障害のある人等の一般就労や生活支援等については、生活困窮者自立相談支援事業で配置される就労支援員と連携し、就労定着支援事業等や就労・生活総合支援コーディネーターを通じて、一般就労している障害のある人で、就労に伴い生じてくる生活面の課題により日常生活が不安定な人に、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行い、職場定着を目指していきます。

成果指標（D）

項目			計画策定時の数値等（令和元年度の状況）	令和３年度実績	令和4年度見込み	令和5年度目標値(P)
成果指標① 一般就労移行者数	全体		９人	１８人	１１人	１４人
		就労移行支援事業利用者	７人	１２人	９人	１０人
		就労継続支援Ａ型事業利用者	１人	２人	１人	２人
		就労継続支援Ｂ型事業利用者	１人	４人	１人	２人
成果指標② 一般就労移行者数のうち就労定着支援事業の利用者の割合			―	5.6%	７０%	７０%
成果指標③ 就労定着率８割以上の就労定着支援事業所の割合			―	０%	８０%	８０%

令和３年度　成果目標及び成果指標に対する分析評価（C）と今後の取り組み（A）

① 障害者自立支援協議会就労部会において、障害のある子どもの保護者を対象に、進路選択の参考としてもらうため、福祉的就労に関する制度の説明や、市内外の就労系事業所を紹介する動画を作成しました。また、障害者雇用の理解促進を目的に企業における障害者雇用担当者交流会を実施し、先進企業の取組紹介や意見交換の機会を設けました。今後も、専門部会の活動を通じて、関係機関と協力しながら、障害のある人の一般就労や雇用支援に向けた取組を継続していきます。

② 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達実績は順調に推移しています。（令和元年度：2,567,501 円、令和２年度 2,334,285 円、令和３年度：2,798,665 円）。ただ、調達している課等に偏りがあるため、引き続き庁内への周知に努める必要があります。

今後も、障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、各課等だけでなく、公共施設の指定管理者に対しても本調達方針の趣旨を周知し、物品等の調達の促進を図ります。施設外就労支援事業（にっしん版チャレンジ雇用）を通じた就労機会の創出については、半年毎ににっしん版チャレンジ雇用における実施可能業務の調査を行うことで、その趣旨が庁内に浸透してきており、実施可能な業務の充実も含め引き続き各課への理解促進に努めます。

③ 就労系サービス事業所の商品やサービス等をより分かりやすく情報提供するため、障害者就労施設商品・作業カタログの更新を行いました。まだカタログ掲載されていない事業所にも、継続して掲載依頼を行っていきます。カタログについては公共施設や障害福祉サービス事業所に配布、設置し、ホームページでも情報提供を行い、障害者就労に関する啓発を継続していきます。

④ 生活困窮者自立相談支援事業と連携し、福祉的就労及び障害枠での就労を希望される方については、就労・生活総合支援コーディネーターが、就労継続支援事業につなげるなど、その人に合った就労支援を行いました。また、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業を開始しました。

第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画　評価シート（目標5）

成果目標（P）	**目標：障害福祉サービス等の質の向上** **【概要】** 　地域における障害者福祉の発展・充実のために、障害者福祉に関わる人を育成していきます。 **【目標を達成するための方策】** ①　本計画のアンケート調査結果等に基づき、障害者自立支援協議会等の活動を通じて、障害福祉サービス等の質の向上に必要な研修会等を企画、開催していきます。 ②　人材育成事業等において、移動や精神保健福祉、コミュニケーション等に関わる支援ボランティアを引き続き養成していくとともに、障害当事者のコーディネートを行い、社会参加と情報保障の促進を行っていきます。 ③　市内事業所に対して相談支援専門員研修等の周知・斡旋に努めるとともに、計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所の人材育成支援に努め、財政支援を含めた可能な支援を検討していきます。

成果指標（D）	項目	計画策定時の数値等（令和元年度の状況）	令和３年度実績	令和4年度見込み	令和5年度目標値(P)
	成果指標① アンケート調査結果に基づく事業者向け研修の開催	実施	実施	実施	実施
	成果指標② 支援ボランティア養成講座開催数	５講座	６講座	６講座	７講座
	成果指標③ 計画相談支援等の事業所数	３事業所	４事業所	４事業所	５事業所

令和３年度　成果目標及び成果指標に対する分析評価（C）と今後の取り組み（A）
①　障害者相談支援センターと障害者自立支援協議会権利擁護部会との共催で、地域の障害者支援施設の職員を対象に、支援者の意識改革や支援の質の向上を図るため、障害の特性の理解や権利擁護を含めた講義を行う障害者虐待防止に関する勉強会を開催しました。また、職員の専門性や支援者の資質向上を目指し、障害者相談支援センターが地域の障害者支援施設職員と共に困難事例等について対応策を考える事例検討会の開催や、問題行動に関する理解や対応方法について見識を深める発達支援セミナーを開催しました。今後も、障害者自立支援協議会や専門部会の活動を通じて、必要性に合わせた研修や勉強会の開催に取り組んでいきます。 ②　精神保健に関する人材の育成事業として、精神保健福祉ボランティア養成講座、ゲートキーパー養成講座を実施しました。また、障害当事者の情報保障促進を目的に、ＩＣＴ機器アプリ体験講座を開催し、当事者（Ｒ３年度は視覚に支援を必要とする方）や支援者に向けて日常生活に身近なスマートフォンやタブレットを活用した情報面の支援について学習の機会を設けました。 ③　市内事業所に対し、相談支援専門員研修等の周知・斡旋に努めた他、令和 ４ 年度からの障害者福祉センターの指定管理業務再選定にあたり、基幹相談支援センター業務及び計画相談支援、障害児相談支援体制の整備を行い、相談支援の拡充を図りました。また、令和 ３ 年度の報酬改定に伴い、障害者相談支援センターと民間相談支援事業所との連携協定の準備を進めました。令和４年度からは、市全体の相談支援の質の向上を図るため、障害者相談支援センターと民間相談支援事業所との連携協定締結を進めていきます。

第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画　評価シート（目標6）

成果目標（P）

目標：権利擁護の推進

【概要】

成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供、虐待防止の取り組みを通じて、障害のある人の権利擁護を図ります。

【目標を達成するための方策】

① 尾張東部圏域の５市１町で共同設置した尾張東部権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度が適切に利用されるように制度の理解促進を図るとともに、増加する制度利用者に対応していくため、市民後見人の育成に努めていきます。

② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、障害を理由とする差別の解消や社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うため、行政関係機関等の職員への研修や市民、民間事業者への周知啓発を行っていきます。

③ 障害者虐待防止センターにおける相談や虐待防止ネットワークの連携強化を継続していくほか、障害福祉サービス事業所に対して、虐待防止に関する研修会等を開催していきます。

④ 災害時における地域の互助機能を高めていく災害時要援護者地域支援制度の実施のほか、障害者自立支援協議会等の活動を通じて、障害のある人への事前の情報提供や障害に配慮した避難所運営において必要となる支援の方法等を検討していきます。

成果指標（D）

項目	計画策定時の数値等（令和元年度の状況）	令和３年度実績	令和4年度見込み	令和5年度目標値(P)
成果指標① 市民後見人養成講座の開催回数	１回	１回	１回	１回
成果指標② 合理的配慮に関する研修・講演会等の開催数	１回	１回	１回	２回
成果指標③ 虐待防止に関する研修会等の開催回数	０回	１回	１回	１回

令和３年度　成果目標及び成果指標に対する分析評価（C）と今後の取り組み（A）

① 尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度勉強会を開催し、成年後見制度の周知を図りました。また、尾張東部権利擁護支援センターが第４期市民後見人養成研修（基礎研修）を開催しました。

② 障害のある方などが周囲に自分の障害への理解や支援を求めることができるよう、ヘルプマーク及びヘルプカードを作成し、配布しました。併せてヘルプマーク等の意味について、広報紙や市役所内にあるモニターテレビ等での周知を図りました。

令和３年６月に障害者差別解消法が改正され事業者による合理的な配慮の提供が義務化されたことから、市職員によるワークショップを通じてパンフレットの見直しを行い、障害者差別解消法講演会を開催して市民及び事業者への周知啓発を行いました。

引き続き講演会を開催し、合理的な配慮に関する講演や具体的な相談事例を通じて、必要な配慮や支援方法を考え、障害者理解の啓発活動を推進していきます。

③ 障害者相談支援センターと権利擁護部会の共催で、障害福祉サービス事業所の職員等を対象に、虐待防止講演会を開催しました。

障害福祉サービス事業所に対してだけでなく市民向けにも虐待防止に向けた啓発を行います。

④ 新たに障害者手帳を取得された方等に対して、災害時要援護者地域支援制度への登録を促すとともに、区長、民生委員、自主防災会等地域支援者に対して制度や災害時の支援体制について周知しました。

避難所開設訓練に向けたワークショップに参加し、「要配慮者の避難所生活サポートブック」を紹介し、障害に配慮した避難所運営についての理解促進を図りました。

実際の避難所開設訓練の際には、避難所運営が適切になされているか障害者の視点に立った検証を行います。

第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画　評価シート（目標7）

成果目標（P）	**目標：障害の早期発見と障害児支援体制の整備** **【概要】** 障害のある児童の健全な発達を支援するために、できるだけ早期に適切な療育を行うとともに、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進するため、障害児支援の体制整備を進めていきます。 **【目標を達成するための方策】** ①　巡回支援専門員整備事業や保育所等訪問支援等の訪問型支援を積極的に活用し、保育所等の育ちの場における障害児支援に協力できる体制整備を進めていきます。 ②　子育て支援施策での受け入れが困難な重症心身障害児や医療的ケア児の支援にあたり、主に重症心身障害児を支援する事業所の確保を進めていきます。 ③　医療的ケア児支援のための協議の場における地域課題についての協議の実施、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を促進していきます。

成果指標（D）	項目	計画策定時の数値等（令和元年度の状況）	令和３年度実績	令和4年度見込み	令和5年度目標値(P)
	成果指標① 巡回支援専門員整備事業の実施回数	６５回	153 回	150 回	１３７回
	成果指標② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	６事業所※	６事業所	７事業所	７事業所※
	成果指標③ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	７事業所※	７事業所	８事業所	８事業所※
	成果指標④ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	１人	２人	２人	２人

※障害保健福祉圏域での設置

令和３年度　成果目標及び成果指標に対する分析評価（C）と今後の取り組み（A）
①　令和３年度から巡回支援専門員整備事業や保育所等訪問支援事業などを行う訪問支援体制を強化し、専任の職員を配置したことにより、回数、内容ともに充実した支援が実施できました。今後も引き続き、保育所等との連携を深め、障害児支援の体制整備を進めていきます。 ②　重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、令和 ３ 年度末時点では、障害保健福祉圏域で児童発達支援事業所が６事業所、放課後等デイサービス事業所が７事業所でありました。令和 ４ 年４月には東郷町に児童発達支援及び放課後等デイサービスの重症心身障害児を支援する事業所が開設されています。今後も引き続き、主に重症心身障害児を支援する事業所の確保を進めていきます。 ③　医療的ケア児支援のための協議の場は、自立支援協議会子ども部会内に設置し、令和３年度は医療的ケア児の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、本市における地域課題に関する情報の共有を図りました。医療的ケア児支援コーディネーターについては、令和 ３ 年度中に １ 名が研修を受講し、計２名となっています。今後も、令和 ３ 年に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児支援体制の拡充を図っていきます。